



® 平成 30 年 10 月 3 日 (水)

No. 14785 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例④
普通名称の判定方法及び実務上の運用に関する考察 (1)

☆調査・解析から見た知財戦略 [13] (9)
☆政令第252号のあらまし (12)
☆政令第257号 (12)

中国2017年知財に関する重要判例④

普通名称の判定方法及び実務上の運用に関する考察

—福州米廠と五常市金福泰農業股份有限公司との商標権侵害紛争事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 陳傑 李琦

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

III 普通名称の判定方法及び実務上の運用に関する考察

一、司法実務における普通名称の判定基準及び方法



特許業務法人
三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941 (代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員・副所長 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之
河合 永文*
北野 善基*
難波 泰明
八木 祥次
森垣 善行
野村 千澄
松野 陽介
岩澤 朋之*

森嶋 正樹
幸 芳*
淀谷 幸平*
東野 匡容*
兼本 伸昭*
西橋 毅
内藤 勝志
竹本 有貴

機械・電気部

鈴木 由充
鶴 寛
奥山 美保

商標・意匠部

松本 康伸*
青木 寛史

知財情報室

関 仁士

新田 研太
植田 慎吾

小川 雅加美*

SAEGUSA & PARTNERS

代表社員・所 長 林 雅仁*
社 員・相談役 三枝 英二*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区豊が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 齋藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史
湯 宗義

商標・意匠部

田上 英二
田中 麻美



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

二、普通名称について実務中で注意すべき問題
おわりに

はじめに

本件は中国最高裁により発表された「2017年中国裁判所の十大知的財産事件」の1つに選ばれた、普通名称の判定方法及び基準に関する典型的な事例である。本件において、「稻花香」が普通名称であるか否かについて、一審、二審裁判所はそれぞれ異なる判定をした。中国最高裁は審理を経て、「農作物品種認証方法に定める普通名称と、商標法での普通名称とは意味が完全に同一ではないため、認証証明書に記載の名称を根拠に、この名称が商標法での普通名称であると判断することができない。認証証明書に記載の元の名称は「稻花香」ではなく、「稻花香2号」であり、本件商標権が先に登録になっていることを背景に、「稻花香」が法定の普通名称であることを直接証明できない。また、イ号製品の市場は五常市の地域範囲に限られているわけではないため、全国範囲の関連公衆の一般認識を基準として「稻花香」が慣習上の普通名称であるか否かを判断すべきである。現在の証拠は「稻花香」が慣習上の普通名称に該当することを証明できない。」と認定した。本件では法定の普通名称と慣習上の普通名称の判断基準、登録商標専用権と品種名との相違及び関連性が釈明されている。本稿において、本件の経緯及び争点を紹介することで、中国商標法司法実務における普通名称の判定に係る問題について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

一審原告(二審被上訴人、再審請求人): 福州米廠。

一審被告(二審上訴人、再審被請求人): 五常市金福泰農業股分有限公司(旧名: 五常市金福糧油有限公司)。

一審被告(二審被上訴人、再審被請求人): 福建新華都綜合百貨有限公司福州金山大景城分店。

一審被告(二審被上訴人、再審被請求人): 福建新華都綜合百貨有限公司。

判決の情報

一審 福州市中等裁判所(2014)榕民初字第481号民事判決

二審 福建省高等裁判所(2014)閩民終字第1442号民事判決

再審 中国最高裁(2016)最高民再374号民事判決

2. 事件の経緯

福州米廠は、第1298859号「稻花香DAOHUAXIANG」登録商標(以下、本件商標という。)の専用権者である。本件商標は、指定商品を第30類の米として1999年7月28日に登録になったものである。

2014年2月18日、福州米廠は、福建新華都綜合百貨有限公司(以下、「新華都社」という。)の福州金山大景城支店(以下、「大景城支店」という。)で、五常市金福泰農業股分有限公司(以下、「五常社」という。)により製造・販売された「喬家大院稻花香米」1袋を公証付けで購入した。米現物のパッケージ正面中央に「稻花香(中抜きフォントで、黒色の背景色)DAOHUAXIANG」が大きい文字で表示されている。



第1298859号注册商標



イ号製品

福州米廠は、五常社が製造・販売し、大景城支店、新華都社が販売したイ号製品は自社の商標権を侵害したとして提訴した。

一審において、五常社は、黒龍江省農作物品種認証委員会により2009年3月18日に発行された「黒龍江省農作物品種認証証明書」には、品種名が「五優稻4号」で、元の名称が「稻花香2号」であ